

豊田市農業委員会議事録

令和6年8月26日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和6年8月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

議案第53号 農地法第3条の規定による許可について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第55号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第56号 農用地利用集積計画の決定について

議案第57号 地域計画目標地図素案の変更決定について

議案第58号 地域計画目標地図素案の決定について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (15名)

1 番	鈴木喜一郎	3 番	中川 豊	5 番	深津 峰男
6 番	近藤 和人	7 番	杉浦 俊雄	8 番	石川 文志
9 番	梅村 逸次	10 番	水嶋 広	11 番	水野 省治
14 番	中島 匡代	15 番	加知 満	16 番	伊藤 政和
17 番	倉地 雅博	18 番	林 如実	19 番	杉田 雅子

<欠席委員> (4名)

2 番	築山 正樹	4 番	中根 敏明	12 番	伊藤喜代司
13 番	梅村 貢司				

<事務局説明員>

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	杉本 一浩
主査	佐藤 伸宏	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
主査	大河原美世	主査	田渕 友規		

(開会 午後 2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、2番 築山正樹委員、4番 中根敏明委員、12番 伊藤喜代司委員、13番 梅村貢司委員、以上4名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

10番 水嶋 広委員、11番 水野省治委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第53号から第58号までの審議案件6件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和6年議案第53号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第53号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案を御覧ください。

56番、福受町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

57番、西岡町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

58番、花本町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

59番、築平町の件。

担当推進委員の福井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

60番、室口町の件。

担当推進委員の青山委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第53号で上程されました5件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第53号は承認決定されました。

令和6年議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

192番、汐見町の件。分家住宅です。

農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、193番、田代町の件。資材置場です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、既存施設の敷地面積の2分の1を越えない拡張に該当します。

続きまして、194番、高原町の件。分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、195番、岩滝町の件。太陽光発電施設です。

第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は「その他第2種農地」と読ませていただきます。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の築山委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂いておりますので、ご報告いたします。

続きまして、196番、畝部西町の件。住宅敷地増し（駐車場）です。

第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の中根委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、197番、宝町の件。自己用住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成10年頃から住宅敷地として許可申請をせずに使用してきたものを、今回の申請で是正するものです。

続きまして、198番、宝町の件。分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、199番、堤町の件。分家住宅です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

杉浦委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、200番、中田町の件。分家住宅です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

石川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、201番、枝下町の件。農業用資材置場です。

第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、２０２番、篠原町の件。ドッグランです。

第２種農地です。

判断基準は、その他第２種農地です。

許可基準は、第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、２０３番、伊保町の件。分家住宅です。

第３種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が４０％を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第３種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員：２件とも問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、２０４番、石野町の件。自己用住宅です。

第２種農地です。

判断基準は、その他第２種農地です。

許可基準は、第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、２０５番、東広瀬町の件。自己用住宅です。

第２種農地です。

判断基準は、その他第２種農地です。

許可基準は、第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、２０６番、勘八町の件。自己用住宅です。

第２種農地です。

判断基準は、その他第２種農地です。

許可基準は、第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、２０７番、中金町の件。自己用住宅です。

第２種農地です。

判断基準は、その他第２種農地です。

許可基準は、第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員：４件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、２０８番、上渡合町の件。マレットゴルフ場です。

第２種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案は始末書案件であり、令和6年2月頃にマレットゴルフ場とするため許可申請をせずに埋め立ててしまったものを、今回転用申請をすることで是正するものです。なお、本件につきましては、担当の梅村（貢）委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、209番、大沼町の件。資材置場です。

第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成22年頃に今回の受入とは別の業者が資材置場として許可申請をせずに使用していたものを、今回の受入の資材置場に転用申請することで是正するものです。

お願いします。

倉地委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

豊田市農業委員会会議規則第10条において、議事参与の制限の規定があり、委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。

本議案第196番の畝部西町の案件については、中川 豊委員がこの規定に該当しますので、この案件については、当該委員を外して審議いたします。

まず、中川委員、退室をお願いします。

（中川豊委員退室）

議長：では、申請番号196番の畝部西町の案件について、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第54号で上程されました申請番号196番について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
中川委員の入室を認めます。

(中川豊委員入室)

議長：続いて、申請番号 196 番を除く 17 件について、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第 54 号で上程されました申請番号 196 番を除く 17 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第 54 号の全ての案件については、適当である旨、承認されました。
令和 6 年議案第 55 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
事務局の説明を求めます。

事務局：令和 6 年議案第 55 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
9 番、大林町の件。
担当推進委員の近藤委員から、証明について問題ない旨ご意見を頂いております。
10 番、若林東町の件。
担当推進委員の原田委員から、証明について問題ない旨ご意見頂いております。
以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第 55 号で上程されました 2 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第55号は承認決定されました。
令和6年議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」。
事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」。
農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。
今回ご審議いただくのは、利用権設定のうち、令和6年9月1日から貸借期間が開始されるものです。
資料は2種類あります。別紙議案第56号資料①は利用権の総括表になります。議案第56号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。ここでは、別紙議案第56号資料①の総括表でご説明させていただきます。
3総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和6年9月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。
今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、13筆、1万1,815平米の利用権を設定するものです。
以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第56号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第56号は承認決定されました。
令和6年議案第57号「地域計画目標地図素案の変更決定について」。
事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第57号「地域計画目標地図素案の変更決定について」。
農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成し、令和5年議案第43号で決定した地域計画目標地図素案を別紙のとおり変更決定する。
本議案は、令和5年議案第43号で決定した目標地図素案のうち、保見地区の伊保町、貝津町、浄水町、東保見町、保見町について、当該区域内の担い手

を変更するとともに、新たに田舂町を区域内に追加変更するものです。

保見地区の目標地図素案作成区域内の概要について、プロジェクターで変更後の図面を投影しながら簡潔にご説明いたします。

なお、地図の簡易版につきましては、本日お配りしました資料の3ページから4ページに添付しておりますので、どちらかを御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、変更後の内容について、山岡から説明をいたします。

事務局：本地図では、既に決定されている伊保町、貝津町、浄水町、東保見町、保見町の目標地図素案において、農地の追加及び担い手の付替えがあったほか、新たに田舂町の目標地図素案を作成したことにより、目標地図の区域に位置づける農地の総筆数が610筆から722筆に、総面積が90.3ヘクタールから101.2ヘクタールに変更となりました。

変更後の詳細といたしましては、ピンク色が有限会社はっぴー農産で、総筆数は368筆、総面積は52.4ヘクタールです。

オレンジ色が山田宏之氏で、総筆数は23筆、総面積は3.1ヘクタールです。

赤色がT A I K E Iファーム株式会社で、総筆数は5筆、総面積は0.8ヘクタールです。

茶色が太啓建設株式会社で、総筆数は12筆、総面積は0.6ヘクタールです。

黄色がなのはな農園株式会社で、総筆数は88筆、総面積は8.7ヘクタールです。

緑色が自作農家で、総筆数は226筆、総面積は35.6ヘクタールです。有限会社はっぴー農産をはじめとする五つの担い手に農地バンクを通じた利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

なお、変更後の目標地図素案及び新たに発生した田舂町の目標地図素案について、6月17日に開催された保見地域営農協議会の場において情報提供を行い、了解を得ております。

保見地区の目標地図素案の変更に関する説明は以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(発言を求める者あり)

議長：はい。

石川委員：すみません、T A I K E Iファームと太啓建設ですけど、これは何か作るものが違うということでしょうか。

議長：事務局、お願いします。

事務局：T A I K E Iファーム株式会社と太啓建設株式会社なのですが、会社が異なっております。農業の専門でやられているのがT A I K E Iファームと

いうことで法人を立ち上げておりまして、それぞれ異なる作物であったり、異なる農地で耕作をするということで利用権設定がされておりますので、このとおり分けて設定をしております。

以上です。

石川委員：分かりました。

議長：他にご質問、ご意見があればお願いします。

(会場声なし)

議長：よろしいでしょうか。

なければ、議案第57号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第57号は承認決定されました。

令和6年議案第58号「地域計画目標地図素案の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第58号「地域計画目標地図素案の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案を別紙のとおり決定する。

今回議案上程した目標地図素案は、記載のとおり、豊田地区はじめ13地区です。

目標地図は、農業上の利用が行われる区域、いわゆる守るべき農地における10年後に目指すべき農地利用の姿で、農地1筆ごとに誰が担うかを明確にした図面で、農業委員会がその素案を作成し、市へ提出するものです。

これから記載の地区の順に目標地図素案作成区域内の概要について、プロジェクターで図面を投影しながら、簡潔に説明をいたします。

なお、地図の簡易版につきましては、当日配付資料の5ページから18ページに添付しておりますので、どちらかを御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、まず、豊田地区から概要をご説明いたします。

事務局：では、豊田地区から説明いたします。お手元の地図かスクリーンを御覧ください。

御覧いただいているのは、宮口町周辺の目標地図素案です。

御覧いただいている宮口町周辺同様に、本地区の全ての区域について、担い手別に着色しています。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地

の総筆数は2, 652筆、総面積は294.2ヘクタールで、農事組合法人逢妻をはじめとする10者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

紫色は農事組合法人逢妻で、総筆数903筆、総面積126.5ヘクタールです。

ピンク色は農事組合法人千足で、総筆数225筆、総面積25.1ヘクタールです。

赤色は高見豊氏で、総筆数61筆、総面積7.2ヘクタールです。

オレンジ色は岡部光和氏で、総筆数90筆、総面積16.5ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数563筆、総面積55.1ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数137筆で、総面積8.3ヘクタールです。

なお、この目標地図素案については、6月26日に開催した豊田地区の協議の場である豊田地域営農協議会において情報提供を行い、了解を得ております。

豊田地区の目標地図素案の説明は、以上です。

次に、高橋地区の概要を説明します。

御覧いただいているのは、平井町・水間町の目標地図素案です。

御覧いただいている平井町・水間町同様に、本地区の全ての区域について、担い手別に着色しています。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は2, 334筆、総面積は1, 168.5ヘクタールで、農事組合法人逢妻をはじめとする5者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ筆数及び面積を申し上げます。

紫色は農事組合法人逢妻で、総筆数414筆、総面積49.7ヘクタールです。

茶色は株式会社のらしごとで、総筆数85筆、総面積6.9ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数624筆、総面積52.0ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数193筆、総面積15.6ヘクタールです。

なお、この目標地図素案については、6月25日に開催した高橋地区の協議の場である高橋地域営農協議会において情報提供を行い、了解を得ております。

高橋地区の目標地図素案の説明は、以上になります。

事務局：では、次に、上郷地区の概要を説明します。

御覧いただいているのは、和会町・広美町の一部の目標地図素案です。

御覧いただいている和会町・広美町の一部同様に、本地区の全ての区域について、担い手別に着色しております。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は4, 343筆、総面積は551.1ヘクタールで、株式会社和会営農をはじめとする7者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

濃いオレンジ色は株式会社和会営農で、総筆数650筆、総面積60.3ヘクタールです。

黄色は岡田善明氏で、総筆数567筆、総面積61.7ヘクタールです。

ピンク色は飯沼貴氏で、総筆数288筆、総面積30.7ヘクタールです。

薄いオレンジ色は石川清氏で、総筆数158筆、総面積17.9ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数317筆、総面積33.6ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数72筆、総面積5.9ヘクタールです。

なお、この目標地図素案については、6月19日に開催した上郷地区の協議の場である上郷地域営農協議会において情報提供を行い、了解を得ております。上郷地区の目標地図素案の説明は、以上になります。

事務局：では、続きまして、高岡地区の概要を説明します。

御覧いただいているのは、若林西町周辺の目標地図素案です。

御覧いただいている若林西町周辺同様に、本地区の全ての区域について、担い手別に着色をしています。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は9,048筆、総面積は1,168.5ヘクタールで、株式会社中甲及び農事組合法人若竹をはじめとする9者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

紫色は株式会社中甲で、総筆数3,446筆、総面積509.6ヘクタールです。

オレンジ色は農事組合法人若竹で、総筆数2,369筆、総面積329.8ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数1,215筆、総面積124.5ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数365筆、総面積32.2ヘクタールです。

なお、この目標地図素案については、6月25日に開催した高岡地区の協議の場である高岡地域営農協議会において情報提供を行い、了承を得ております。高岡地区の目標地図素案の説明は、以上です。

事務局：次に、猿投地区の概要について説明をします。

御覧いただいているのは、亀首町の中心部の目標地図素案です。

御覧いただいている亀首町中心部同様に、本地区の全ての区域について、担い手別に着色をしております。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は4,911筆、総面積は517.6ヘクタールで、山田宏之氏をはじめとする10者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

赤色は山田宏之氏で、総筆数865筆、総面積96.9ヘクタールです。

ピンク色は有限会社はっぴー農産で、総筆数152筆、総面積16.5ヘクタールです。

黄色はなのはな農園株式会社で、総筆数90筆、総面積16.6ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数1,736筆、総面積193.5ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数494筆、総面積43ヘクタールです。

なお、この目標地図素案については、7月11日に開催した猿投地区の協議の場である猿投地域営農協議会において情報提供を行い、了解を得ております。

猿投地区の目標地図素案の説明は、以上です。

事務局：次に、石野地区の概要を説明します。

御覧いただいているのは、成合町の目標地図素案です。

御覧いただいている成合町同様に、本地区の全ての区域について、担い手別に着色しています。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は1,834筆、総面積は131.1ヘクタールで、なのはな農園をはじめとする2者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

黄色はなのはな農園で、総筆数10筆、総面積1.3ヘクタールです。

赤色は農事組合法人勘八で、総筆数3筆、総面積1.3ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数644筆、総面積43.9ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数324筆、総面積20.3ヘクタールです。

なお、こちらの素案については、6月27日に開催した石野地区の協議の場である石野地域営農協議会において情報提供を行い、了解を得ております。

石野地区の目標地図素案の説明は、以上です。

事務局：続きまして、松平地区の概要を説明します。

御覧いただいているのは、坂上町の一部の目標地図素案です。

御覧いただいている坂上町の一部同様に、本地区全ての区域において、担い手別に着色をしております。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は2,362筆、総面積は156.5ヘクタールで、ユーアイ営農をはじめとする10者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めてまいります。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

濃い紫がユーアイ営農で、総筆数59筆、総面積6.7ヘクタールです。

薄い紫色は杉山大将氏で、総筆数21筆、総面積2.8ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数735筆、総面積52.2ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数425筆、総面積29.1ヘクタールです。

なお、この目標地図素案につきましては、6月20日に開催しました松平地区の協議の場である松平地域営農協議会において情報提供を行い、了承を得て

おります。

松平地区の目標地図素案の説明は、以上です。

事務局：次に、藤岡地区の概要を説明します。

御覧いただいているのは、西中山町南部の目標地図素案です。

御覧いただいている西中山町南部同様に、本地区の全ての区域について、担い手別に着色をしております。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は2,924筆、総面積は258.5ヘクタールで、梅村貢司氏をはじめとする12者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

赤色は梅村貢司氏で、総筆数166筆、総面積は19.3ヘクタールです。

黄色はなのはな農園株式会社で、総筆数50筆、総面積12.6ヘクタールです。

ピンク色は糟谷隆幸氏で、総筆数30筆、総面積3.8ヘクタールです。

紫色は丹羽一馬氏で、総筆数16筆、総面積1.5ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数872筆、総面積73.2ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数637筆、総面積52ヘクタールです。

なお、この目標地図素案については、6月26日に開催した藤岡地区の協議の場である藤岡地域営農協議会において情報提供を行い、了承を得ております。

藤岡地区の目標地図素案の説明は、以上です。

事務局：次に、小原地区の概要を説明します。

御覧いただいているのは、下仁木町周辺の目標地図素案です。

御覧いただいている下仁木町周辺同様に、本地区の全ての区域について、担い手別に着色しています。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は2,332筆、総面積は149.7ヘクタールで、株式会社おばらをはじめとする3者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

オレンジ色は株式会社おばらで、総筆数92筆、総面積9.2ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数1,692筆、総面積101.7ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数513筆、総面積36.7ヘクタールです。

なお、この目標地図素案については、7月4日に開催した小原地区の協議の場である小原地域営農協議会において情報提供を行い、了承を得ております。

小原地区の目標地図素案の説明は、以上です。

事務局：次に、足助地区の概要を説明します。

御覧いただいているのは、月原町の目標地図素案です。

御覧いただいている月原町同様に、本地区全ての区域において、担い手別に

着色をしています。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は4, 282筆、総面積は342.8ヘクタールで、農地組合法人阿摺をはじめとする8者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めてまいります。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

赤色は農事組合法人阿摺で、総筆数65筆、総面積5.6ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数1,542筆、総面積128.1ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数647筆、総面積47.8ヘクタールです。

なお、この目標地図素案につきましては、7月3日に開催した足助地区の協議の場である足助地域営農協議会において情報提供を行い、了承を得ております。

足助地区の目標地図素案の説明は、以上です。

次に、下山地区の概要を説明します。

御覧いただいているのは、羽布町の一部の目標地図素案です。

御覧いただいている羽布町同様に、本地区の全ての区域において、担い手別に着色をしています。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は3,267筆、総面積は356.9ヘクタールで、木下貴晴氏をはじめとする10者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

赤色は木下貴晴氏で、総筆数68筆、総面積8.4ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数1,300筆、総面積141.6ヘクタールです。

グレーは担い手調整中で、総筆数666筆、総面積79.7ヘクタールです。

なお、この目標地図素案につきましては、6月13日に開催した下山地区の協議の場である下山地域営農協議会において情報提供を行い、了承を得ております。

下山地区の目標地図素案の説明は、以上です。

事務局：次に、旭地区の概要について説明します。

御覧いただいているのは、旭八幡町周辺の目標地図素案です。

御覧いただいている旭八幡町周辺同様に、本地区の全ての区域において、担い手別に着色しております。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は2,643筆、総面積は218.9ヘクタールで、559有限会社をはじめとする9者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数及び面積を申し上げます。

紫色は559有限会社で、総筆数133筆、総面積143.9ヘクタールです。

水色は農事組合法人つくばの里で、総筆数96筆、総面積11.25ヘクタールです。

黄色は株式会社ハクサンで、総筆数10筆、総面積1.9ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数1,697筆、総面積157.2ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数は243筆、総面積は17.9ヘクタールです。

なお、この目標地図素案については、7月3日に開催した旭地区の協議の場である旭地域営農協議会において情報提供を行い、了承を得ております。

旭地区の目標地図素案の説明は、以上です。

次に、稲武地区の概要について説明します。

御覧いただいているのは、中当町周辺の目標地図素案です。

御覧いただいている中当町周辺同様に、本地区の全ての区域について、担い手別に着色しています。

本地区全体をまとめると、目標地図素案の作成区域内として位置づけた農地の総筆数は1,382筆、総面積は123.7ヘクタールで、農事組合法人小さなお米屋さんをはじめとする5者を中心的な担い手として色分けし、農地バンクを通じて利用権設定を行い、集積・集約を進めていきます。

代表的な担い手、自作及び担い手調整中のみ、筆数と面積を申し上げます。

赤色は農事組合法人小さなお米さんで、総筆数69筆、総面積8.1ヘクタールです。

ピンク色は関谷醸造株式会社で、総筆数12筆、総面積1.6ヘクタールです。

黄色は株式会社安藤で、総筆数18筆、総面積2.0ヘクタールです。

緑色は自作で、総筆数が817筆、総面積は76.3ヘクタールです。

白色は担い手調整中で、総筆数が89筆、総面積が8.4ヘクタールです。

なお、この目標地図素案については、6月26日に開催した稲武地区の協議の場である稲武地域営農協議会において情報提供を行い、了承を得ております。

稲武地区の目標地図素案の説明は、以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第58号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 58 号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案 11 ページ及び別紙配付資料 19 ページ及び 20 ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続きまして、議案 12 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理書について」。

76 番、西岡町の案件から、15 ページを御覧ください、88 番、堤町の案件までの 13 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 16 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について」。

62 番、四郷町の駐車場の案件から、18 ページを御覧ください、72 番、小坂町の自己用住宅までの 11 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 19 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」。

108 番、花園町の自己用住宅の案件から、23 ページを御覧ください、127 番、浄水町の自己用住宅の案件までの 20 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 49 分)

議事録署名者
